

Marshall S. Armstrongによる“substantial authoritative support”の定着とGAAPの形成

Marshall S. Armstrong's Contribution on Formulating GAAP
and Prevailing “substantial authoritative support”

竹 森 一 正*

Kazumasa TAKEMORI

目 次

- 1 GAAP形成におけるMarshall S. Armstrongの貢献
 - 2 AICPAにおけるARS第7号からAPB第4号への展開
 - 3 ASR第4号（SEC）からARS第4号（AICPA）に至る経緯
 - 4 generally accepted accounting principlesとsubstantial authoritative support
 - 5 辞書によるsubstantial authoritative supportの検討
 - 6 Armstrongによるsubstantial authoritative supportの検討
 - 7 『英語語源辞典』による検証
 - 8 ライシャワーのひよわな葦
- 注
- 参考文献
- 資料1
- 資料2

1. GAAP形成におけるMarshall S. Armstrongの貢献

Marshall S. Armstrongは、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants, 以下AICPA）元会長および財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board, 以下FASB）初代議長であり、Geo S. Olive & Co. の経営を担う（administrative partner）一方、GAAPの形成に大き

* 中部大学名誉教授－会計学

Professor Emeritus of Chubu University – Accounting

な貢献を果たした。Armstrongは、同上の役職への就任に先立ってgenerally accepted accounting principles（以下、GAAPまたはgaap）とsubstantial authoritative supportとの関連を明らかにし、gaapの形成による財務情報開示制度の進展に大きな貢献を果たした。substantial authoritative support概念は、1964年AICPA特別委員会（William W. Wernts委員長）がgenerally accepted accounting principlesとの基本的関連性を提示し、1965年のPaul Grady著になるAICPA会計研究広報第7号（AICPA Accounting Research Series No.7, 以下ARS第7号）『営利企業のための最高として受入れた会計原則¹の目録』（*Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*）においてもgaap形成の基礎となる概念として提示していたが広く理解されるものではなかった。

1969年にArmstrongはこの2概念が相互に関係するという認識を明らかにし、その啓蒙普及のためにsubstantial authoritative supportの実行方法をマニュアル化して全米の公認会計士のための便宜を図った（第7節において詳細記述）²。1980年にはオハイオ州立大学の会計殿堂入りとなった。

2 AICPAにおけるARS第7号からAPB第4号への展開

わが国において、いわゆるGAAPが注目されたのは、1970年にAICPA会計原則審議会（Accounting Principles Board, 以下APB）第4号報告書（Oral L. Luper委員長, 以下、APB第4号）『営利企業の財務基準の前提となる基礎概念および会計原則』（*Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Standards of Business Enterprises*）を契機としている。APB第4号ではGAAPの形成の前提であるsubstantial authoritative supportは所与（1969年に決着済み）として省かれていたが、米国において公認会計士のために公表された報告書³という事情は変わらない。

1970年当時のわが国の会計専門誌を見る限り、当時の先生方にはAICPAとSECに関する米国内事情の情報が入っていなかったようである（APB第4号の受入れの状況は竹森〔2014〕による分析を参照せよ）。

当時の先生方が英語を敵性語学として育った世代であり、満足な英語教育を受けられなかった環境は考慮すべきであろう。米国留学の機会に恵まれても現地の先生方と討論するほどの会話力は乏しく、留學生活の主体は文献探しと図書館滞在だったと見聞している。新しい文献を発見して翻訳することが研究の主流であったため、正確な英和訳による翻訳だけに努力し、原著者の意図を確認することはなかったようである。そのため、米国人が普通に理解していた内容とかけ離れて、「実質的な権威の支持による」「一般に認められた会計原則」、という訳文となった。その後、GAAPの形成

過程に関する研究は放置されている。

1970年のAPB第4号は、1964年のAICPA特別委員会報告書および1965年のARS第7号からの発展系として作成されている。この間の事情は、*Journal of Accountancy*誌において委員長の個人的見解や報告書の解説や発表までの経緯が明らかにされているが、わが国においてはこれらを考慮しないままであった。

3 ASR第4号（SEC）からARS第7号（AICPA）に至る経緯

substantial authoritative supportがSECおよびAICPA等により扱われた歴史的経緯を図表1により考察する。

図表1 substantial authoritative supportの歴史的経緯

1932年	AIA（American Institute of Accountants, アメリカ会計士会）とNYSE（New York Stock Exchange, ニューヨーク株式取引所）との間で財務情報開示のための基礎概念の必要性について一致。
1936年	AICPA広報「財務諸表の検証」においてreasonable supportを提示。
1938年	SEC会計連続通牒第4号においてsubstantial authoritative supportを提示 ⁴ 。（Thomas Sanders等による「SHM会計原則」公表 ⁵ ）
1964年	AICPA特別委員会報告書においてgenerally accepted accounting principlesとsubstantial authoritative supportとの関係を提示。
1965年	AICPAよりPaul Grady著のARS第7号を発表。1964年のAICPA特別委員会によるgenerally accepted accounting principlesとsubstantial authoritative supportとの関係を引用提示。他にpracticeとprinciplesの関連およびgenerallyの用法を解説。
1969年	Marshall Armstrong, <i>Journal of Accountancy</i> 誌上でsubstantial authoritative supportを5段階で実践する方法を例示。本論文でsubstantial authoritative supportに関する理解が普及した。
1970年	AICPAのAPB第4号においてgenerally accepted accounting principlesの体系を提示。 [データ出所Armstrong, 1969. p46.] ※筆者追加による参考情報。

APB第4号に示されているgenerally accepted accounting principlesを理解するためには、図表1に示すように一連のSECの関与を知る必要がある。SECは1929年の大恐慌において株式投資家の損失を防げなかったことを国家の反省として1933年に証券法、1934年に証券取引所法を制定し、情報開示政策による株式投資家の保護に

取組んだ。1938年にSEC会計連続通牒第4号において、財務報告の基礎概念として substantial authoritative supportを提案した。これらの経緯からSECはgenerally accepted accounting principles がsubstantial authoritative supportを備えたものという概念上の構造を完成させた。(Armstrong, 1969, p.47)。この1938年はgaap形成過程でのエポックとなる年であり、Henry A. Hatfieldらによってアメリカ会計学会から『SHM会計原則』が刊行されている。ただし、substantial authoritative supportに類似した概念が示されているが表現として明示されていない。わが国（昭和13年）における同通牒への関心は資料上不明である。

この会計連続通牒第4号の公表以来28年を経て、AICPA1964年度特別委員会がsubstantial authoritative supportとgenerally accepted accounting principlesとの関連を提示した。AICPAは、委員会メンバーとしてPaul GradyとGlenn Welschを参加させていたことからgenerally accepted accounting principles の形成に並々ならぬ意欲で臨んでいたことを示している。

Gradyは、ARS第7号においてsubstantial authority back of themという修正した表現も一部で用いたが、generally accepted accounting principles との関連に関してはAICPA1964年特別委員会報告書の主要部全文を引用することによって両者の関係を示した（authoritativeは形容詞であるが、Gradyはauthorityという名詞を用いて印象を強くした）。AICPAは、SECが提示した概念を、政界、財界、学界に通じるGradyによって広く普及させようとしたことが伺える⁵。また、「独立した監査人」の主張に見られるような意志決定の方向性を持って官民協力（SEC=AICPA・その他会計関連機関）しながら重要問題を解決しようとする方向性が根本にあった⁶。

わが国ではSECが財務報告の前提としてsubstantial authoritative supportを提示していたという事実、およびAICPAが監査を担当する公認会計士のためにARS第7号を刊行したことを考慮した形跡はない。当時の先生方はAICPAでの進展に魅せられて、正確な翻訳を心がけることにのみ専念していたようである。この研究方法による限り、米国のSECとAICPAが懸命の努力によって公認会計士の信用回復と投資家保護に取り組んでいた経緯は薄められてしまう。わが国においては、ARS第7号が世に出た経緯は紹介されないままであり、Gradyを執筆者とした背景についての解説は放置されている。

歴史は学ぶべき教材を次世代に残す情報の宝庫であるが、歴史に学ばない態度は現在の富を磨耗させ、将来に蒙る損失を醸成する。

4 generally accepted accounting principles と substantial authoritative support

AICPAが繰返し提示して普及に努めたsubstantial authoritative support（確定的な根拠・出所に基づく、筆者訳）には、わが国の国民性から見過しがちな特性がある。国や公的機関が指定した見解によって解釈するのではなく、自分自身がベストを尽くして調査によって判断した結果、最高と受入れる（generally accepted）という米国ならではの問題解決方法を示しているからである。わが国ではSECが1938年の会計連続通牒第4号の中で初めて示したsubstantial authoritative supportが財務報告に及ぼす重大性について関心をもつことはなかったようであり、ARS第7号に現れた際にも同様であった。

米国の文化風土の中で「権威」に基づいて会計原則を形成することはありえないが、わが国ではgenerally accepted accounting principlesについての理解に関する重要なキーワードであるにもかかわらず注意を向けなかったようである。SHM会計原則でも「序」において、「general principles of accountingは法制的に表明したものでなく案件に適合するとして実施すべき実務手引きと考えるのがよい」[Sandedrs, 1938, p.7] としている。これは結果的にsubstantial authoritative supportを経ることである。財務報告の基礎概念に関してSECとAAAが同じ思考方向で進んでいたことを示している。

上意下達とはまったく逆の情報伝達過程を前提とするgenerally accepted accounting principles の形成が、最初のきっかけが政府機関であるSECであったにしるAICPAという公認会計士を代表する機関が取込んで実行したことは重要である。その26年後の1964年AICPA特別委員会報告書においてsubstantial authoritative supportとgaapが関連付けられ、翌1965年にGradyによるARS第7号による追認が行われたのは前述のとおりである。この経過にauthoritativeを「権威」として考える余地はない。

Marshall S. Armstrongは同特別委員会報告書の要点として、全10項目のうちから次の3項目をあげている（項目番号は原著による。下線筆者注）。[AICPA. 1964. p12]。

1. “Generally accepted accounting principles” are those principles which have substantial authoritative support.
2. Opinions of the Accounting Principles Board constitute “substantial authoritative support.”
3. “Substantial authoritative support” can exist for accounting principles that differ from Opinions of the Accounting Principles Board.

この3項目は、次のように訳される（項目番号同上、筆者訳文）。

1. 「最高として受入れた会計原則」は、確定的な根拠・出所に基づく原則をいう。
2. 会計原則審議会意見書は、「確定的な根拠・出所に基づく原則」をまとめたものである。
3. 「確定的な根拠・出所に基づく」は、会計原則審議会意見書記載とは異なる原則にも該当する事例があり得る。

わが国でsubstantial authoritative supportを最初に取上げたのは日本会計研究学会1965年度第1回スタディ・グループ「AICPAアカウンティング・リサーチ・スタディー第七号に関する研究」⁷であり、1966年の日本会計研究学会第25回大会（横浜国立大学開催）で報告された。ここで「実質的に権威のある支持」という訳が示された（「権威」に関する主要部分は第8節(3)イに紹介）。

その後、川口順一によるAPB第4号の翻訳『アメリカ企業会計原則』において「実質的に権威ある支持」の訳が記述され、定着した⁸。

5 辞書によるsubstantial authoritative supportの検討

この「実質的に権威のある支持」の翻訳問題の検証は、辞書の記載によるアプローチとArmstrong論攻によるアプローチによる。以下の辞書の検討における引用文中の番号は原著表記による。

(1) 『広辞苑』による検証

『広辞苑』によれば「権威」は、「①他人を統制し服従させる威力。人に承認と服従の義務を要求する精神的・道徳的・社会的または法的威力。②その道で第一人者と認められている人。」と記されている。わが国においては、『コンサイス英和辞典』に限らず、他の英和辞典でも訳語には「権威」がかならず示されているので、わが国においてはauthorityの英和訳は「権威」が正しいとされている。authorityという英語によって絶対的服従を強制させる力がイメージされることになる。日本製の和英辞書で「権威」を引くとauthorityが出てくるが、米語のauthorityと日本語の「権威」を対応させることはかなりの無理がある⁹。

『広辞苑』の上記①を英訳すると次のような英文（訳文筆者）となるが、citationやsourceとは程遠く、米国において最も嫌われる思想内容となる。

A power which makes people to be obeyed and controled ; A legal, social, moral or mental power which requires people to keep duty of obedience and acknowledgement.

(2) 『ウェブスター辞典』による検証

米語の代表的辞書は、ウェブスター辞典（*Merriam-Webster Collegiate*

Dictionary)である。authorityは、citation(引用)やsource(根拠)とされている。他人を統制し服従させる絶対的威力を示す記載はない。せいぜいpolitical power(政治権力)であるが、他人を統制し服従させるものではない。米国では国家元首である大統領も選挙で選んだ結果であり、任期を終えれば一市民である。そのような立場に権威はありえない。現在の先進国では、個人にも機関にも非人道性を容認する絶対的権力は存在しない(個別事例として社会秩序の維持のための権力執行はあるが、世襲の個人によるものではない。機関の権力執行は議会のチェックにより随時修正されている。))。

米国は17世紀にヨーロッパから自由を求めて命がけで移住した人々が建国した国である。他を服従させたり、他からの服従を容認する発想は本質的にない¹⁰(個別には、多様な差別問題はあるが、1787年以来、一貫して国全体で『権利章典』(Bill of Rights)を旗印として個人の自由を実現しようと努めた歴史がある。この自由は個人が努力して実現するものであって他人の自由を犠牲にして実現するのではない[在日米大使館HP, 2014, タブ「個人の自由と権利章典」])。

したがって米語のauthorityに「権威者」はありえても、「権威」はありえない。

(3) 英国英語による検証

英国英語の観点からauthorityの英和対応に「権威」を求める見解もあるだろうが、AICPAは米国の機関であり、構成メンバーも執行役員も米国人であることを考えれば英国英語に「権威」相当の訳を求めることは不自然である。ちなみに、英国英語辞書の中で最も使用されているOxford Dictionaryでさえ、authorityはpolitical power(政治権力)、power(権力)である。最高権力は、立法権を持つ議会であるが、絶対的な力によって服従させる機関ではない。英国英語でもauthorityを「権威」とすることはできない(巻末の資料1参照)。

6 Armstrongによるsubstantial authoritative support¹¹の検討

AICPA評議員会によるAICPA1964年特別委員会報告書の承認により公認会計士が会計原則審議会意見書の記載と異なる新たな事態に直面した場合、独立した監査人として本人の責任において対処すべきことが明らかにされた。他方、同評議員会は同報告書が提示した「generally accepted accounting principlesがsubstantial authoritative supportを有する原則である」の核心である、substantial authoritative supportの定義を省略して展開されていたため、内容があいまいであるという批判を出していた。1965年にはPaul GradyによりARS第7号が発表され、a 公表財務諸表および独立監査人の職能の目的と限界、b 会計原則を新たに作る基本の考え、c 会計実務および会計手続を順応する会計原則、d 「present fairy」, 「generally

accepted accounting principles」を監査報告書に記載する際の定義、e 特に「generally accepted accounting principles」における「generally accepted」のような監査報告書で使用する用語の改善、f 「substantial authoritative support」, 「concepts」, 「principles」, 「practices」, 「procedures」, 「assets」, 「liabilities」, 「income」等の職業会計人が使う用語、を明らかにした。ただしsubstantial authoritative supportを明文化した定義はここでも保留されていた。

最高の人選によってAICPA1964年特別委員会報告書と1965年のARS第7号が公表されたにもかかわらず、substantial authoritative supportとgenerally accepted accounting principles の関係が良く分からないという意見が多かったために、Armstrongは、*Journal of Accountancy*誌上でsubstantial authoritative supportを5段階で実践する方法を次のように示した [Armstrong, 1969, p.48] (AICPAを事例とする進め方は注を参照せよ¹²⁾)。

第1段階 問題とされる特定の状況について全体像を十分に調査し、その問題を記述して報告書に起し、解決方法を提言する。

第2段階 問題とされた状況に関する賛否いずれの見解も収集して資料とし、幅広い経験を持つ共同経営者 (partner) の精査に適合できること。ここで出された見解はすべて文書として保管し閲覧可能とすること。

第3段階 好ましくない反応があった場合は、クライアント関係にある公認会計士事務所の情報通の所員から詳細の情報を得る。問題なしとのコンセンサスが得られた場合は公認会計士とそれ以上進めることは不要となる。

第4段階 例外もあり得る。問題とする業務に関してSECがインフォーマルにでも好ましくないとしていた場合、SECの関係部署に問い合わせること。会社がSECの規則に準拠を求められている業態であれば必ず連絡を入れること。

第5段階 問題となっている業務に関して著作、資料、刊行物および個人メモで特に論拠とできるほどのことが記載されていない場合、またはそれらが会計思想上から最近の論争内容にはないことがはっきりした場合は、集めた資料類は、「確定的な根拠・出所に基づく (substantial authoritative support)」会社の記録財産となる。

Armstrongの論攻により、職業会計人または会計専門職の人々はgenerally accepted accounting principles とsubstantial authoritative supportとを関連付けるノウハウを得ることができた。

7 『英語語源辞典』による検証

(1) 『英語語源辞典』におけるauthorityの扱い

図表2に示すように、『英語語源辞典』によれば、authorityが初めて翻訳の対象と

図表2 authorityおよびauthoritativeの英和訳の推移

年	英語	原典	邦訳語
1300?	authority	Alisunder	支配, 権限
1385	authority	Chaucer. <i>Troilus and Criseyde</i>	威信, 影響力
1564	(Shakespeare 出生)		
1605	authoritative	Shakespeare (作品名不詳)	権力をもつ
1611	authority	聖書	権力者; 政府 (複数形)
1616	(Shakespeare 4月23日死亡)		
1653	authoritative	Shakespeare (作品名不詳)	信頼すべき, 権威のある
1665	authority	Shakespeare (作品名不詳)	権威者, 大家

出所：寺坪芳雄（1998）『英語語源辞典』（参考表示のShakespeareの生年・没年を除く）。

して出てきたのは、1300年頃にAlisunderなる出版物に掲載されたauthorityの訳に「支配」、「権限」が付されたのが最も古い。1385年に刊行されたG. Chaucerの戯曲Troilus and Criseyde（「トロイラスとクリセーデ」）が最も本格的な出典元であり、「威信」や「影響力」の日本語が対応された。その後1611年の聖書の記述にあるauthorityが「権力者；政府（複数）」が対応された。Shakespeareの脚本から翻訳が導かれたのは1605年の作品に現れたauthoritativeを「権力（権限）をもつ」としたことが最初である。その後、1611年の聖書の中のauthorityを「権力者」、「政府」（複数形）とする訳が出た。

Shakespeare没後37年後の1653年に刊行された作品（作品名不詳）の中のauthoritativeに「信頼すべき」「権威のある」を対応した訳が現れ、初めて権威が訳の一部として出現する。すなわち、authorityの形容詞形はShakespeare没後に何者かが書上げた作品の中で現れたことになる。Shakespeareが初めてauthorityを脚本に著わしたとされるのは、没後40年の1665年の作品上（作品名不詳）である。ここではauthorityは「権威者」「大家」と訳されたが、「権威」ではなかった。

この1653年と1665年の両脚本は、早稲田大学演劇博物館蔵書のShakespeare研究書、同啓蒙書、辞書・ハンドブックでは確認できない。したがって資料上の信頼性はない。このような出典からもたらされた「権威のある」や「権威者」は訳語として必要十分条件を欠いている。

（2）Shakespeare脚本における「権威」訳の問題

このShakespeareの作品の出版年に注目したい。いずれも没後であるからShakespeare本人の原稿でないことは確かであり、他の誰かによる模写である。当然

ながら、英文和訳の質について正確を極めたと賞賛された坪内当人の訳ではない。明治～大正時代の演劇関係者がauthoritativeやauthorityという文言につきあたり、振付の進行上か舞台効果を高めるために新語を作成したとの疑いも生じる。

明治から大正にかけてであるから、当時の時代背景から権力や権力者は権威であり、政府は実行に関して法的強制力を持つ最大の権威である。「ジュリアス・シーザー」も「ハムレット」も「リア王」も最高の権威を有する階層の人々の物語であり、「権威」を舞台で連発すれば観客は惹きつけられることが考えられる（靴職人を父とするShakespeareが王家の実体験を語る王室ドキュメンタリーでなく、下界から天井人を見上げるフィクションのスキャンダルを著作したからこそ、刺激的な表現が多くなり、また権威に類する言葉があったことは確かであろう）。これが明治後半から大正にかけての英和辞書編集の段階で「者」が外され、「のある」も外され、「権威」となって定着したことはあり得るところである。

このように作成過程に問題ある辞書を用いて、相手国の状況を考えずに逐語訳の翻訳をすれば問題が生じるのは当然である¹³。

8 ライシャワーのひよわな葦

(1)「ライシャワーのひよわな葦」の意義

Edwin O. Reischauer（元米駐日大使・元ハーバード大学教授）は、日本生まれ、日本育ちという日本語ネイティブの米国人であり、次のように英和翻訳のミスを心苦しく観察している。日本人翻訳者達は、原著者と疎遠のまま翻訳を行うために、あまりにも無責任な誤訳が溢れて原著者の意図をかなり曲解して伝えていたのである。

ここ一世紀の間、日本人は欧米の文物を習得するのに懸命なあまり、欧米語から日本語への生硬きわまりない直訳を受け入れるにいたった。直訳はしばしば原文の主張をデフォルメし、微妙な綾をとりちがえ、翻訳者の知識が及ばないところでは、単純なあやまりも少なくない。（中略）

日本人は、翻訳書の出版という莫大な努力を通じ、たしかに欧米の文化、社会、政治、知的世界などの思潮に通じてはいる。ただこれについての日本人の認識が独特な色合いをもっていることは否めない。翻訳過程での当然なデフォルメに加え、外部世界との知的交流の不足が、それを決定的にしている。（Reischauer. 1977. p.383.：国弘，ライシャワー（1979），p.383.：堀内克明（1989），p.246-247。）

結論としてReischauerは、日本人の翻訳の特徴を、翻訳過程でデフォルメが行われる、翻訳者は外部世界との知的交流に不足している、としている¹⁴。翻訳に現れる日本人の特徴を「ライシャワーのひよわな葦」と称することにする。

図表3 ARS第7号における主要指摘語比較表

英語	三省堂	研究社	Webster	Grady (ARS No.7)
general	一般の、一般的な、 一般に通じる	全員に関する、全体に する、全体に通じる	involving, applicable to, or affecting the whole	
generally			in a general manner	最高として、全体的として
practice	実行、実施、実際、実地	常習的行為、常習、習慣	actual performance or application; repeated or custody action	practices と principles は同義・入替え可能
principle(s)	原理、原則	原理、原則	comprehensive and fundamental law, doc- trine or assumption	
authority	権力、威信、権力、権能、 権限	権力、権威、支配	citation, source	gaap の基礎となる

注 1 三省堂は『最新コンサイ英和辞典』<第10版>、1971年。

2 研究社は『研究社新英和大辞典』第5版5刷、1980年。

3 WebsterはMerriam-Webster's Collegiate Dictionary, eleventh edition, Springfield MA : Merriam-Webster, Incorporated, 2003.

4 Gradyは, Paul Grady. 1965. *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No.7, New York, NY: American Institute of Certified Public Accountants, Inc.,

(2) 会計用語の英和対照表による「ライシャワーのひよわな葦」

ARS第7号におけるauthoritative を「権威のある」とすることは日本会計研究学会1965年度スタディ・グループ参加者全員が了解したところである。結果的にデフォルメである。しかもこの場合、米国で使用されていない「権威」を邦訳語としていることが特徴である。したがって同スタディ・グループは、まったく異なった内容の文章を作成・公表し、大規模な「ライシャワーのひよわな葦」となった。このような現象は他の会計用語についても多々該当する。

authoritativeを含めた日米会計学用語についてわが国2社の英和辞書、ウェブスター辞典、Grady (ARS第7号)、を比較すると図表3のようになる。従来、同図表の左(三省堂辞書)から右を見る感覚で会計用語を使用して問題はなかったが、右から左へと順序を変えると問題は深刻である。わが国における「ライシャワーのひよわな葦」の浸透を示している。

(3) わが国会計学文献における「ライシャワーのひよわな葦」

authoritativeの翻訳箇所をもつ文献を3点選び、「ライシャワーのひよわな葦」を見る(下線はauthoritativeの部分。該当する原文記述は※で示した)。ここで選んだ3点はわが国会計学研究におけるトップ・クラスの著作であり、authoritativeを「権威の(ある)」とする影響が少なからぬ例示である。「根拠・出所」に過ぎない用語を「権威」としたことによる影響は関心あるところであるが当論攻の範囲外とする。

ア 中島省吾『会社会計基準序説』にみる例

会計の義務が認識されているかどうかを見究めるという役割の多くは公共会計士の肩にかかっている。これは当然のことである。何故なれば出資者その他の利害を会社の経営者にたいして代表し、また同時に経営者をすべての利害関係者たちにたいして代表することは公共会計士の本来の機能であるから、この二重の責任を果たすために、公共会計士たちはもし有効に仕事をすすめようとするならば、広い理解と、鋭い正義感と、そして高度の独立性とを備えねばならぬ。さらに彼の立場の特殊性にかんがみて公共会計士は技術上ならびに解釈上特定の問題についてこれを参照しうるとき権威ある諸概念および諸基準の体制をもって堅固に守られていなければならない*。(中略) 公共会計士たちは、企業の営業活動に関する正確なかつ情報に富んだ報告を作製する全責任を負わねばならぬ。それに代わるものは非弾力的な官庁統制と指令とである。(中島, 1979, pp.5-6)

※In view of his special position, moreover, the public accountant should be fortified by a framework of authoritative concepts and standards, technical and interpretative, to which particular issues may be referred. (Paton and Littleton, 1940, p.4)

同上書は1953年が初版であり、26年を経た1979年現在でもデフォルメの訂正には至らなかったことを示している。

イ 黒澤清監訳・スタディ・グループ訳『会計原則研究』に見る例

認められた会計原則という用語は、約30年前に会計士協会の委員会とニューヨーク株式取引所株式上場委員会 (Committee on Stock List of the New York Stock Exchange) との間で意見の一致をみた重要な勧告事項を記載した「会社の会計の監査」というパンフレットにおいて定義されているが、これによれば実質的に権威のある支持を受けている原則 (Principles having substantial authoritative support back of them) と定義されている*。実質的に権威のある支持という意味は、具体的には示されなかったが、公認会計士は、30年にわたる経験を通じて、この支持の証拠は、当協会の理事会、SECおよび若干の規制委員会から、会計問題を処理する権限を委ねられている、当協会の諸委員会の意見書のなかにみいだされると考えている。もっとも、それらの委員会による規制が、他の源泉、すなわち、定評のある教科書、熟練した有能な公認会計士および企業が一般に採用している実務にみられる、認められた会計原則と抵触しない限りにおいてである(「一般に認められた会計原則の意義」の部分参照せよ)。(黒澤, 1968, p.41)

※The term accepted accounting principles was defined in “Audits of Corporate Accounts,” a pamphlet setting forth important

recommendations agreed upon some thirty years ago by an Institute committee and the Committee on Stock List of the New York Stock Exchange, as those principles *having substantial authoritative support back of them..* [Grady, 1965, p.16]

同上書に示されたスタディ・グループは8名のメンバーで組織され、3名の分担で翻訳された（日本語版翻訳権は日本会計研究学会）。その後、修正は行われていない。

ウ 平松一夫＝広瀬義洲『FASB財務会計の諸概念』に見る例

新シリーズによって提供される指針の主たる利用者となり、また最も直接的に恩恵を受けるのは、FASB自身であるのかも知れない。しかし、FASBが用いる基本目的と諸概念を理解すれば、財務会計基準によって影響を受ける人々またはこれに関心をもつ人々は、財務会計および財務会計報告によって提供される情報の内容と限界をより一層理解できるようになり、その結果、当該情報を効果的に利用することができるようになり、また財務会計および財務報告の信頼性も高まることになる。慎重に用いることが前提であるが、かかる基本目的と諸概念は、適用しうる権威のある公式見解がない場合には、財務会計および財務報告の新しい緊急の諸問題を解決するための指針になりうる*。（平松＝広瀬，2002，p.3）

※That knowledge, if used with care, may also provide guidance in resolving new or emerging problems of financial accounting and reporting in the absence of applicable authoritative pronouncements. (FASB, 1977, p.4)

同上書は、先輩研究者から継承したデフォルメをそのままに継承したことを示している。

（3）エピローグ—反省と課題

訳誤は決して50年前の会計学界だけの問題ではなく、わが国が海外文化を採り入れようとする時に長年起きていたもののようである。明治時代以降は英和辞書を頼りに多くの欧米文化が紹介されたが、常にデフォルメを伴った翻訳のようである¹⁵。翻訳の初版出版の後でも本人による訂正も含めて読者からの投書等も取入れれば、2刷または第2版で解消できはずであった。わが国出版業界には、一度、翻訳が出ると、その当否を検討することなく無条件に取入れ継承する風土も伺える。「ライシャワーのひよわな葦」の根は深い。

昨今、国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）が大きな関心と呼び、学会で特別のセッションを設ける場合も散見される。この原文は英語で書かれていることから、内容の研究以前の問題として「ライシャワーのひよわな葦」の可能性を検証することは会計界の国際的孤児から逃れるために重要である。

戦後75周年を目前として課題は大きい。

注

1

gaapの訳は筆者訳によっている [竹森, 2014]。Gradyはaccounting principlesをわが国で常用しているのとはまったく異なった概念で解説している [Grady, 1965]。当論攻においては、わが国の大勢に従い「会計原則」とする。この問題は後日、別のテーマとして研究したい。

2

Armstrongは*Journal of Accountancy*誌上でsubstantial authoritative supportが全米の公認会計士が明快に理解できるように具体的で簡潔な文章によってマニュアルを示したが、わが国においてはこの論文が注目されることはなかった。この論攻を読んだ場合、「権威のある支持」とされていた翻訳は即座に否定されたはずである。歴史にifはないと言われるが、このifは実現されることがなかった。

わが国ではArmstrongを初代FASB議長として認識することはあったが、当論攻において改めて同氏の功労を称え、末永く記憶に留めるものである。なお、SECが同上通牒を発表した1938年当時のSEC委員長 (Commissioner, Chairman) はJ. Sinclair Armstrongであるが、血縁者であることは資料上不明である。

3

わが国においては、APB第4号をアメリカ公認会計士協会という実務団体が業務改善のために公表したガイドブックではなく、あたかも研究書のように扱った。わが国内においては学者・実務家を厳しく区別していた当時の先生方が実務家の委員長と委員から構成されている米国の委員会を許容した立場上の矛盾を示している。

4

SEC会計連続通牒第4号の全文は次のとおりである (The United States Securities and Exchange Commission. 1938. *Accounting Series Releases*, Washington, D. C.: Securities and Exchange Commission, pp.5-6.)。

RELEASE NO.4

April 25, 1938

Administrative policy on financial statements

The Securities and Exchange Commission today issued the following statement of its administrative policy with respect to financial statements:

“In cases where financial statements filed with this Commission pursuant to its rules and requirements under the Securities Act of 1933 or the Securities Exchange Act of 1934 are prepared in accordance with

accounting principles for which there is no substantial authoritative support, such financial statements will be presumed to be misleading or inaccurate despite disclosures contained in the certificate of the accountant or in footnotes to the statements provided the matters involved are material. In cases where there is a difference of opinion between the Commission and the registrant as to the proper principles of accounting to be followed, disclosure will be accepted in lieu of correction of the financial statements themselves only if the points involved are such that there is substantial authoritative support for the practices followed by the registrants and the position of the Commission has not previously been expressed in rules, regulations, or other official releases of the Commission, including the published opinions of its chief accountant.”

筆者注：下線は筆者による。

5

GradyはHoover大統領顧問官議長（Chairman of advisers to the President of the United States）を務め、Roosevelt政権下でAICPAに参画した。ARS第7号刊行当時、イリノイ大学名誉教授である。

6

Werntzは、SEC主任会計監（chief accountant）として 独立監査人*としての公認会計士の意識醸成に専念した。（※ Independent Auditor, Werntzは「他からの権限や威光を受けない（free from power of others）監査人」の意味で使用していた。他からの介入・干渉を排除して自立思考による監査を行うことが主張されている [Werntz, 1940. p.1]）。

7

ARS第7号を研究テーマとする日本会計研究学会第1回スタディ・グループ*の報告書ではsubstantial authoritative supportを次のように論じている（報告は1966年、下線は筆者注）。

「一般に認められた会計原則」とは、実質的に権威のある支持を受けている原則である。[ポール・グラディ著・黒澤清スタディ・グループ, 1968, p.44]。
※黒澤清稿による「日本会計研究学会報」では、研究代表者新井清光による第1回スタディ・グループ「AICPAアカウンティング・リサーチ・スタディ第七号に関する研究」として紹介されている。

8

川口順一はAPB第4号を単独で全文翻訳した功績を有するが、substantial authoritative supportについて次のように論じている（下線は筆者注）。

一般に認められた会計原則が、一般的合意を合体している限りにおいては・・・
 (中略)・・・「実質的に権威ある支持」のごとき・・・(中略)・・・に基づいて
 いる。[川口順一, 1973, p64]。

新井と川口の翻訳は、「権威のある支持」, 「権威ある支持」, に見られるようにほぼ
 同じである。また、両者の記述からgaapの訳として「一般に認められた会計原則」
 がわが国に受入れられたことを示している。

川口は、著書(訳書)のパラグラフ137の脚注38の中で「実質的な権威ある支持の
 内容を定義づける上での問題は、マーシャル・アームストロング氏の論攻「実質的な
 権威ある支持に関する若干の考察」(「ジャーナル・オブ・アカウンタンシー」誌、
 1969年4月号、44～50頁)において議論されている」という訳文を掲載している
 [川口同上書, p64])

筆者はこの「氏」に文脈上の不自然さを感じて*Journal of Accountancy*に掲載さ
 れた「論攻」を点検した結果、substantial authoritative supportを理解することが
 できた。本論攻で主張されているとおり、「権威」でないことは明白であり、「確定
 的な根拠・出所に基づく」という解釈以外は意味不明となる。その4年後に新設され
 たFASBの初代議長として就任した同氏が運営の根本精神としたのがこのsubstantial
 authoritative supportであることは想像に難くない。以上の流れからFASBによる
 Conceptual Frameworkも一層理解が可能となる。

9

英和訳としてauthorityを「権威」とすることは気分的になじめないのが筆者の
 心情である。authorityはauthorすなわち、著作という高度の精神作業を行う豊かな
 知性を持つ人々を尊敬する言葉との理解を持っているからである。更に米国において
 は本を著わすと経済的に恵まれるために、authorは知識層であって豊かな人という
 感覚でも扱われる。

日本ではauthor(作家)は貧乏人の代名詞であり、自由思想または知識層という
 リスキーな人々として冷遇されることも多々ある。東南アジアでは作家を含めた知識
 層の人々に非人道性を含む処遇も起きていた。

米国においてauthorが高い文化を持つことを理由として尊敬はされても、他人を
 統制して従わせるという「権威」を持つことはありえない。かつて、わが国では、江
 戸時代から残っていた社会構造を利用して社会統治を行ってきたことに見られるよう
 に、権威への絶対服従が自然な風潮である。その権威にauthorityを対応させたのは、
 辞書の編纂過程で何らかのミスまたは思い違いがあったのではでなかろうか。

三省堂にとっての書籍出版は2次的事業である。同社HPを開くと書籍目録はどこ
 にあるか分からない。サイトマップから三省堂出版に入り、目録のタブをクリックし
 て初めて辞書にたどりつく。掲載されているのは、トップの2冊を除き、すべて受験

参考用の辞書である。高い人気と市場シェアにかかわらず、同社は辞書の内容に関する大幅な改訂をしていない理由が分かる。

筆者は2014年6月に辞書の編集と改訂過程について同社の辞書担当者取材を申し入れたが、編集責任者と編集委員はすべて故人である、担当職員は全員が退職している、改版の予定はない、との理由で実現できなかった。なお筆者が手元で愛用している『コンサイス英和辞典』は初版が大正11年（1922）年となっている。

大修館および旺文社では、HPのトップページに書籍目録があり、すぐに書籍を探することができる。研究社は英語教育も範囲とする英語学の業績を持つ。Shakespeareの翻訳全集を出版した英語研究の大手である。大学および公立図書館に常備されている大型の英和および和英の辞書でも知られる。翻訳上の最高の信頼性を持つ出版社と言える。

10

米国社会のキーワードはfreedomまたはlibertyで表現される「自由」であり、圧倒的なキリスト教文化を背景とする国家である [大石, 1997, p.4]。市民は誰もが神の下で平等に自由であるべきであり [堀本, 2004, p.43]、政治的自由、経済的自由、市民的自由、精神的自由の4つの自由を入植英国人が実行し、また建国以来の米国人が、今日まで一貫して持ち、継承した。1941年のRoosevelt大統領のメッセージ「地球を奴隷化しようとする独裁主義という暗黒の勢力の侵略と攻撃から、偉大な自由を防衛する」は自由をアピールして訴えた典型であろう。歴代の大統領の一般教書演説およびメッセージにはこの種の自由へのアピールが散見される。

自由の解釈と利用は様々であっても、人を従属させることをauthorityで現すのは無理がある。「権威」を尊敬の対象であるauthorityに対応させることは、どの方向から見ても米国の文化と矛盾する。

11

筆者は「確定的な根拠・出所に基づく」を訳語として提示しているのが、この訳は、わが国において認知を得ていないため、タイトルおよび文中ではsubstantial authoritative supportの英語原文を使用した。

12

Armstrongは、「substantial authoritative supportを実現する5つの基本段階」をAICPAの改善を例にとり、次のように示している [Armstrong. 1969. p48-49]。
第I段階 問題を確認する

この段階では、問題となっている被監査会社の業務実態または取引内容を完全に記述・文書化する。記述対象とするのは、すべての関係者から得ていた金銭データを含むすべてのデータであり、取引および関連するすべて関連情報を含む。（実務および、それによらない場合に使われた会計実務、双方に関するすべての資料、情報、データ

をすべて得る。)

第Ⅱ段階 関連文献を調査する

第1段階で得たものを完全な詳細データによって問題認識してから、関連文献をできる限り集める。この段階では、現在使っている認めることができる会計実務の基準が何かについての証拠を得ることがありえる。広い範囲に及ぶチェックポイントのリストを作成することにより、ケースバイケースで出てくるバラバラの結論をまとめることができる。

(1) アメリカ公認会計士協会刊行物

- (a) 会計原則審議会意見書
- (b) 会計研究広報（用語広報を含む）

(2) その他のAICPA刊行物

- (a) APB報告書
- (b) 会計研究シリーズ
- (c) 産業監査指標

(3) その他の専門団体の刊行物（一定限度における外国団体の刊行物）

(4) 証券および取引所委員会（SEC）の規則および規制

(5) 文書化された個人の見解

(6) 会計学書籍，会計学参考書籍，会計学論文，会計学公演記録は専門資料として非常に重要である。金融業界において現行で使用に差支えなしと認められている会計と現行での受入れ可能性を別として論理性の会計理論を描こうとする会計は、区別するよう細心の注意が必要である。

(7) 産業関連の法制機関の刊行物，受入れられる証明を得られること。（この領域のガイダンスはAPB第2号付録を参照）

(8) 大学，専門学校，病院，健康福祉組織，小売業者，石油産業等の産業団体の刊行物（これら団体は特定利用者には適切である会計業務を示すことが多々ある。）

第Ⅲ段階 類似の問題を抱える企業が現在行っている会計実務を調査する

‘substantial authoritative support’ を追求するに当たって、「今日、動いている会計実務は何か」を知ろうとすることが重要であるが、これを強調しすぎてはいけない。事実、多くの会計実務家、更に財務担当執行役員は、「最高として受入れた会計原則（generally accepted accounting principles）」の文言が文脈上は、大多数の会社が財務諸表を作成する際に独自の業務または実務として使っているとの意味であると信じている。一方、この文言を「トップに掲げるべきもの」として扱おうとする考えは多くの人々が拒否している。その理由として、「最高として受入れた会計原則」が「健全な会計業務」を意味するという考えがあるので、台詞のように用いられるものではないことになる。

真実、公正および合理性を欠くことがなければ財務取引の結果は財務諸表に示されるはずであるという意味で「最高として受入れた」会計原則が常に「健全な業務」であると理解するのは筆者の見解である。

しかしながら、人それぞれには好みがあることを考慮しないとすれば、substantial authoritative supportを探ろうとすることは、現行の実務を慎重に調査することに他ならない。アメリカ公認会計士協会は*Accounting Trends & Techniques*（『会計の傾向と技法』）を年次で発行している。この調査は、株式公開されている会社の600の公表された財務報告書のレビューに基づいており、現行の実務を調査するには格好の出発点となる。また数業種の業界研究が業種別または業界団体別に出版されている。これらから研究調査対象となっている会計問題に関して良質の情報を得ることができる。

蛇足ながら、実務家はただ指定された宛先に郵便注文をするだけで株式を公開している会社の公表報告書を受取ることができる。

第Ⅳ段階 入手情報の評価

第Ⅴ段階 結論への到達

上記の3段階によって入手した情報を評価する責任、および一定の状況下でsubstantial authoritative supportを成立させるために必要な証拠に正確なウエイトを付けるのは、財務担当執行役員または経理担当者個々人の責任である。これらの人々は、問題となった特定ケースに関連するすべての事実を検討して、ケースごとにベストの判断を下さねばならない。

13

横浜市立横浜中央図書館には3冊の『トロイラスとクリセーデ』の訳本があるが、3訳本の翻訳文章はすべて異なっている。更にこの3冊においてauthorityの記載箇所を見つけることはできなかった。

同図書館は坪内逍遙訳の英和对訳書である『ザ・シェークスピア』（第三書館、2007）を蔵書しているが、同書の「デューリヤス・シーザー」の原文部にはauthorityもauthoritativeも出ていない。

1600年代の英国では文芸作品の内容が改訂ごとに変わるのは日常茶飯事であったとのことである。また、原典とする作品を特定することはShakespeare研究の難関のようであり、「ハムレット」は、本筋通りの悲劇の結末に加えて、ハッピーエンド、平穏な生涯、という3通りが出ていたという。「リア王」の例は更にはなはだしい。台本を持たない興業主が「リア王」に出演した役者を訊ねて、記憶している台詞を聞きだして筆記により作成したものもあったらしい。いつかはこの台本も流通市場に入って、それなりの価値を持ってしまう。このような写本の場合にはShakespeare本人による執筆とは相当程度かけ離れることは避けられない。

わが国ではauthorityが「権威」となった経過を知ることは課題となろう（研究社、大修館、旺文社といった出版社を問わない）。ヒントとして、急ごしらえの洋風国家として発足したわが国が、欧米の知識を取入れるために急ごしらえで英和辞書を必要としたが、そのためにShakespeare学者が動員されたという事情がある。その当時、Shakespeareの翻訳を手がける人々が最高の英語力を有していたからである。

現在ならば戯曲の訳文を辞書編集に用いるなどは考えられないことであるが、文明開化・欧米化のための急を要する要請であり、坪内逍遙、福田恒存、夏目漱石等が翻訳した「ジュリアス・シーザー」や「リア王」や「ハムレット」等を英語の原文とつきあわせて英和辞書が完成されていったようである。

したがって、演劇関係者が使用する辞書なら100年ほど前の翻訳がベースであっても使用可能であろうが他分野では粗雑さが生じることもありえる。しかも、当時の戯曲の翻訳は歌舞伎台本の影響が強く、坪内でさえ「ジュリアス・シーザー」を「該撒しいざる奇談・自由太刀きだん餘餘波鋭鋒じゅうのたちなごりのきれあじ」というタイトルで演劇関係者に紹介していたほどである。シーザーが議会という公けの場で暗殺されるのを演じた演劇であるのに「自由の太刀」で「なごりの切れ味」とは坪内が真に内容を理解していたかについても疑問を呈せざるを得ない。

大場建治によれば坪内が翻訳した台詞は、梗概、再話、翻案の域を出なかった〔大場、2009, p.6〕という全体的背景がある。原文での韻を含む詩のニュアンスを活かすために通常の文とは別格の音調である能とか謡のような翻訳が行われていた、とも指摘している〔大場同上書, p.13〕。

坪内の訳はあくまで舞台を日本人に見せるための翻訳であり、原文の正確さを貫いて翻訳が行われていたかは保証されない。江戸時代の心情を生活背景として過ごしていた当時の日本人観客に受けのいい言葉を使用した可能性もある。このような状況の中で現れたauthoritativeの訳である「権威のある」は使用したこと自体が検討課題となろう。

14

「ひよわな葦」はReischauerが述べている文章の末尾が、an uncertain reed（不確かな葦）で終わっており、その文体をデフォルメした邦訳語である。国弘訳の『ザ・ジャパニーズ』を読み進むうちに、筆者は、このあまりにも的を得た表現から原文を確認することとなった。

この原文記述は、引用なしの名句または慣習的表現をReischauerが採用した結果のようである（下線は筆者注）。「ひよわな葦」は国弘による邦訳であるが、国弘のフライングとはいえない。日本語ネイティブであるReischauerがこれに訂正を求めずに承認しているからである。日本語ネイティブでない欧米人著者の場合とは事情が異なる。英原文と邦訳文を次に示す（下線筆者注）。

Translation is the main pass through the language barrier, and there can be no doubt that it has improved greatly in recent years. The art of simultaneous interpreting of a speaker while he is still speaking, which is extremely difficult between Japanese and English because of their very different structures, has permitted a great speeding up of conference discussions. Translation, however, remains an uncertain reed. Even assuming a perfect knowledge of both languages on the part of the interpreter, which is rarely the case, English and Japanese both suffer a radical transformation in being converted into the other.

[Reischauer. 1977. p.383]

言語障壁を克服する主だった方途は翻訳であり、近年、その質が大幅に向上したことはまぎれもない事実である。同時通訳技術も向上し、おかげで会議の進行がいちじるしく早められた。日本語と英語のように、語系が異なる際の同時通訳のむずかしさはいうまでもない。ただ、一つのことばを他のことばに移すという作業が、しょせんは「ひよわな葦」であることも事実で、よしんば、通訳者が日英両語に完全に通曉していた—まれにしかないケースである—としても、他国語に移される過程で、大きな変容を蒙ることはさげがたい。(国弘、ライシャワー (1979), 「世界の中の日本」章「言語」節, pp.382-383)。

15

内容と合わない翻訳語は次のように多々ある（下線は問題部分、カッコ内はデフォルメを疑う筆者の理由）。

① General Doctrine 米大統領「一般教書」（大統領の登壇を全員が起立して出迎え、主要部分で全議員が起立して拍手する、米国の国家方針を述べる大統領の演説が「一般」であるはずがない。またこのような重要演説を教材用プリント配付物を意味する「教書」とすることにも疑問がある。）

② *General Theory on Employment, Interest and Money* ケインズ『雇用、利子および貨幣に関する一般理論』（男爵位を持ち、大蔵省、ケンブリッジ大学キングス・カレッジ講師、経済諮問委員会等の職歴を持つエコノミストが最高の経済運営の理論として世に出した経済理論であるから「一般」理論のはずはない。）

③ Marginal Income 「限界利益」（売上から変動費を引いた残であるから変動利益である。このデフォルメ翻訳語のために数十万の大学生、商業高校生が困惑し、理解不能に陥っている。）

参考文献（翻訳書は訳者基準とした）

- 荒井良雄（2010）『シェイクスピア劇の翻訳と演出』英光館。
- 新井清光＝加古宜士（2012）『新財務会計論』（第6版）中央経済社。
- 荒木正純＝田口孝夫監訳，A・D・カズンズ監修（2010）『シェイクスピア百科図鑑：生涯と作品』悠書館。
- 大石紘一郎編（1997）『現代アメリカのこころと社会』朔北社。
- 大場建治（2009）『シェイクスピアの翻訳』研究社。
- 河合洋一郎＝小林章夫編（2010）『シェイクスピア・ハンドブック』三省堂。
- 川口順一（1973）『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館。
- 川戸道昭編（2004）『明治のシェイクスピア』第三書館。
- 川戸道昭＝榊原教貴編（2004）『明治のシェイクスピア2』第三書館。
- 国弘正雄訳，エドウィン・O・ライシャワー著（1979）『ザ・ジャパニーズ』文藝春秋社。
- 黒澤清（1966）「日本会計研究学会報」『会計』第90巻第1号，1966年7月。
- 黒澤清監修・スタディ・グループ訳，ポール・グラディ著（1968）『会計原則研究』日本経営出版会。
- 研究社（1980）『研究社新英和大辞典』（第5版5刷）。
- 三省堂（1971）『最新コンサイ英和辞典』（第10版）。
- 高橋康也編（2004）『シェイクスピア・ハンドブック』新書館。
- 竹森一正稿（2014）「Francis Wheatによる米財務報告制度の進展」『経営情報学部論集』第28巻1・2号，中部大学経営情報学部，2014年3月。
- 竹森一正（2014）「Francis M. Wheat による米財務報告制度の進展」日本会計研究学会第133回中部部会配布資料，2014年7月5日。
- 高橋進訳，バリシャ・ピアス著（2005）『シェイクスピア贋作事件：ウィリアム・ヘンリー・アイランドの数奇な人生』白水社。
- 坪内逍遙訳（2007）『ザ・シェークスピア』第三書館。
- 寺田篤弘（1993）『アメリカの人間社会』新泉社。
- 寺坪芳雄（1998）『英語語源辞典』研究社。
- 中島省吾（1979）『会社会計基準序説』改訳版21刷，森山書店。
- 平松一夫＝広瀬義州（2002）『FASB財務会計の諸概念』＜増補版＞中央経済社。
- 米国大使館（東京・日本）（2014）<http://aboutusa.usembassy.gov>。
- 堀内克明（1989）『誤訳パトロール』大修館書店。
- 堀本武功編（2004）『現代アメリカ入門』明石書房。
- 山本繁＝勝山進＝小関勇訳，トーマス・サンダース他著（1980）『SHM会計原則』同文館。
- 横山良他訳，エリック・フォークナー著（2008）『アメリカ 自由の物語』岩波書店。吉田健一（2007）『シェイクスピア』平凡社。
- 和田光弘編著（2014）『大学で学ぶアメリカ史』ミネルヴァ書房。
- American Institute of Certified Public Accountants. 1964 NEWS REPORT. “American Institute Council Acts on Recommendation For Disclosure of Departures from APB Opinions,” *Journal of Accountancy*, October 1964.
- American Institute of Certified Public Accountants. 1970. *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Standards of Business Enterprises*, Statement No.4 of Accounting Principles Board of the American Institute of Certified Public Accountants, New York, NY: American Institute of Certified Public Accountants, Inc.,
- Armstrong, Marshall S.. 1969. “Some Thoughts on Substantial Authoritative Support,”

- Journal of Accountancy*, April 1969.
- Cambridge Dictionaries Online
<http://dictionary.cambridge.org/dictionary/british/authority>
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1977. Public Record 1977 --- Volume III, Transcript Part II (Section A), Norwalk, CT: Financial Accounting Standards Board.
- Grady. Paul. 1965. *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, An Accounting Research Study No.7 of the American Institute of Certified Public Accountants, New York, NY: American Institute of Certified Public Accountants, Inc.,
- Kieso. Donald E., Jerry J. Weigandt and Terry D. Warfield. 2001. *Intermediate Accounting*, tenth edition, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, Inc.,
- Kieso, Donald E., Jerry J. Weigandt and Terry D. Warfield. 2014, *Intermediate Accounting*, IFRS edition, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, Inc.,
- Macmillan Dictionary
<http://www.macmillandictionary.com/us/dictionary/american/authority>
- Mish, Frederick C., 2003. *Merriam-Webster's Collegiate Dictionary*, eleventh edition, Springfield MA: Merriam-Webster Incorporated.
- Oxford Dictionary
http://www.oxforddictionaries.com/us/definition/american_english/authority
- Paton William A. and Ananias. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.
- Reischauer, Edwin O., 1977. *The Japanese*, Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Sanders, Thomas H., Henry R. Hatfield and Underhill Moore. 1938. *A Statement of Accounting Principles*, American Accounting Association.
- United States Securities and Exchange Commission. 1938. *Accounting Series Releases*, No.4, Washington, D. C.: Securities and Exchange Commission.
- Werntz, William W.. 1940. “Independence and Cooperation,” A speech held at Regional Conference of the Controllers Institute of America, Swampscott, MA: The Ocean House, June 7, 1940, Washington, D.C.: Virtual Library, the United States Securities and Exchange Commission.

次の機関には、資料調査および原稿執筆作業に多大の便宜を得た（アイウエオ順）。御名を記し、謝辞に代える。

神奈川県立神奈川図書館（紅葉ヶ丘）

三省堂出版辞書編集グループ

中部大学三浦記念図書館

東京大学附属図書館中央図書館ASKサービス

名古屋大学図書館経済図書館

南山大学名古屋図書館

日本マクドナルド横浜根岸駅前店および横浜関内店

バーガーキングキュービックプラザ新横浜店

横浜国立大学中央図書館

横浜市中立中央図書館

早稲田大学演劇博物館

United States Library of Congress, Asian Division of Reference Librarian

資料1

筆者は、「権威」をauthorと和英訳することに疑問をいだいたが、上記機関の所蔵書によって確定した結論を得ることはできなかったので、米国議会図書館（United States Library of Congress, LOC）のインターネット相談コーナーへ、『広辞苑』に記述されている「権威」の和英訳文を添付して、この文章をauthorityとしてよいかとの質問をした。An answer to be transmitted within five working daysとの表示にもかかわらず10日後に回答があり、「ニュアンスの問題があって回答はできない。インターネット辞書を紹介するので参照せよ。」と3つのインターネット辞書のURL（Oxford Dictionary, Cambridge Dictionary, Macmillan Dictionary）を紹介された。また日本のNDL（国会図書館）および東京大学図書館へ問合せようアドバイスを受けた。

筆者は回答メールに添付されていたフィードバック評価において、「提示いただいたURLはすべて英国英語に関するものであり、米国において通常使用されている言語状況を解説・定義するものではない。私は米国人が米国機関においてauthorityを使用する場合の用法を質問した。アメリカ公認会計士協会の文書はウェブスター辞典の記載と同じ内容で使用しており、私の質問の発端となった和英翻訳における疑問は相当の根拠を以って解決に至らない。」と自由記入欄を用いて【その他の意見】を送った。この意見に対する反応はない。

以下はLOCから参照を推薦されたインターネット辞書におけるauthorityの定義であるが、いずれも『広辞苑』が示す「権威」に該当するものはない。

A Oxford Dictionary

定義 1. Power or right to give orders, make decisions, and enforce obedience

用例 he had absolute obedience over his subordinates.
they acted under the authority of the UN Security Council.
a rebellion against those in authority.

定義 2. (often authorities) A power or organization having power or control in a particular, typically political or administrative, sphere

用例 the Chicago Transit Authority

定義 3. The power to influence others, especially because of one's, commandery manner or one's reorganized knowledge about something

B Cambridge Dictionaries Online

定義 B2 the moral or legal right to give or ability to control:

用例 The United Nations used / exerted / exercised its authority to restore peace in the area.

定義 C1 Power or right to give orders, make decisions, and enforce obedience

用例 a group of people with official responsibility for a particular area of activity.
the health authority.
the local housing authority.

定義 7 the authorities [plural]

the group of people with official legal power to make decisions or make people obey the laws in a particular area, such as the police or local department.

定義 C2 an expert in a subject

邦訳（主要語への訳語ウインドウより）支配力，権力（単数形）；機関，当局（複数形）
they acted under the authority of the UN Security Council.
a rebellion against those in authority.

C MACMILLAN DICTIONARY

定義 1. power to make decisions or tell people what to do

用例 in practice it is difficult for the President to exercise his authority

a the power to influence other people because they respect your opinions or knowledge

b the power to make other people to obey you because of a quality in the way you speak or behave

用例 There was a lot of authority in her voice

定義 2. the authorities the police or people in other official organizations with legal power to make people obey laws or rules

用例 The girl told the authorities that she had been kidnapped from her home

定義 3. an organization or institution that controls to something often a public service

用例 the Port Authority of New York and New Jersey

定義 4. someone who is considered an expert in a particular subject

A something such as a book that people respect because it contains a great deal of knowledge about a particular subject

定義 5. FORMAL official permission to do something

用例 He believed he had authority to ride the bike

PHRASE

I have it on good authority (that) used for saying that your information comes from someone you trust

資料2

筆者はauthoritative supportがわが国で通常「権威のある支持」とされていることに賛同できず、当初はウェブスター辞典によって確認し、直感が正しいことを確信した。この解釈は更にArmstrong [1969] によって証明された。ウェブスター辞典はauthorityを次のように記述しており、いずれも「権威」に相当するものはない。

ウェブスター辞典の記述は、上述のLOCが提示した3辞書とはかなりの相違がある。

(番号は原著による。--- は、原文で~の記号の部分である。項目番号およびイタリック体表示は原著による。)

1 a (1) : a citation (as from a book or file) used in defense or support

(2) : the source from which the citation is drawn

b (1) : a conclusive statement or set of statements (as an official decision of a court)

(2) : a decision taken as a precedent

(3) : TESTIMONY

c : an individual cited or appealed to as an expert

2 a : power to influence or command thought, opinion, or behavior

b : freedom granted by one in authority : RIGHT

3 a : persons in command ; specif : GOVERNMENT

b : a governmental agency or corporation to administer a revenue-producing public enterprise <the transit --->

4 a : GROUNDS, WARRANT <had excellent --- for believing the claim>

b : convincing force <lent --- to the performance>

syn see INFLUENCE, POWER